

# CO・OP火災共済 重要事項説明書

2025.6版

CO・OP火災共済は、こくみん共済 coop(以下「当会」)の風水害等給付金付火災共済事業規約および細則、自然災害共済事業規約および細則にもとづく商品です。

## 契約概要と注意喚起情報について

この重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。この重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、CO・OP火災共済センターまでお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則はコープ共済連のホームページ(<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>)に掲載しています。

[契約概要]…共済商品の内容をご理解いただくための事項。

[注意喚起情報]…ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項。

## 用語の説明

[契約者]…当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員になることが必要です。

[共済契約関係者]…契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

[生計を一にする(同一生計)]…日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

[共済金受取人]…共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人とします。

[支払事由]…共済金が支払われる事由をいいます。

[発効日]…申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

[共済の目的]…契約により保障されるものをいいます。

[付属工作物]…門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

[付属建物]…物置、納屋、車庫などをいいます。

[再取得価額]…被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するためには必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。

[火災等]…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外からの物体の落下・飛来をいいます。

[風水害等]…暴風雨、突風、旋風、竜巻、台風、高波、高潮、洪水、豪雨、長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。

[雨水等]…雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

[地震等]…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。

[損壊]…壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

[床上浸水]…居住部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

## 1.契約締結前における確認事項

新規に加入される場合、各都道府県の労済(共済)生協に出資金を支払い、組合員となっていただくことが必要です。出資金は1契約につき100円をお願いしています。掛金とあわせて払い込みください。なお出資金は、契約終了時に出資金返戻請求書のご提出をいただくことにより、お返しします。また契約者になれる方は、生協の組合員または組合員と同一世帯の方に限ります。

\*住宅の契約の場合は、住宅の所有者に契約者となっていただきます。

(1)共済商品のしくみ【契約概要】

### ■火災共済(事業規約名:風水害等給付金付火災共済)

共済の目的に火災等・風水害等で損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

住宅と家財を合わせて10口以上加入してください。

### ■自然災害共済(事業規約名:自然災害共済)

火災共済に付帯して加入できます(住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入ください)。

共済の目的に風水害等、地震等、盗難などで損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

自然災害共済は、火災共済に入れる住宅ごと、家財ごとの加入となります。なお、加入できるタイプは「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。

住宅と家財を合わせて10口以上加入してください。

\*火災共済が無効取り消しになったとき、火災共済が共済期間の中途において終了したときに同時に終了します。

\*大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

●自然災害共済のタイプ名称は以下の通りです。

本紙上で記載しているタイプ名称	事業規約上の名称
ベーシック	タイプB
エコノミー	タイプE

\*共済契約証書および一部の申込書類では事業規約上の名称のみ記載しています。

## ■加入口数

住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれ定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。  
※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他の火災共済・保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

## (2)基本保障・共済の目的など

### ①基本保障【契約概要】[注意喚起情報]

\*マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)については、後述の“★”がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

\*後述の“★”がついている共済金については、共済の目的である住宅に付属工作物および付属建物を含みます。

\*地震等共済金・地震等特別共済金・付属建物等特別共済金について、72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

## 火災共済

### 共済金の種類

#### 共済金をお支払いする場合(支払事由)

火災等共済金\*

共済の目的に火災等により損害が生じた場合

風水害等共済金★\*

共済の目的である住宅、共済の目的である家財を収容する住宅、または共済の目的である家財に、風水害等により損害が生じた場合

※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

1.住宅の外側の部分(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの

2.給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

持ち出し家財共済金(家財契約がある場合)

持ち出し家財について、日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く)内において火災等による損害が生じた場合

臨時費用共済金★

火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合

失火見舞費用共済金\*

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合

水道管凍結修理費用共済金(住宅の加入口数が20口以上の場合)

共済の目的である住宅の専用水管が凍結により損壊(パッキングのみの損壊を除く)し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合

バルコニー等修繕費用共済金(住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ)

共済の目的である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合

漏水見舞費用共済金(マンション構造のみ)

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅から発生した事故(火災、破裂・爆発は除く)を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合

修理費用共済金★(マンション構造のみ)

借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合

住宅灾害死亡共済金★

火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

風呂の空だき見舞金

共済の目的である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合

1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき

2.風呂釜が使用不能になったとき

## 自然災害共済

### 共済金の種類

#### 共済金をお支払いする場合(支払事由)

風水害等共済金★\*

共済の目的である住宅、共済の目的である家財を収容する住宅、または共済の目的である家財に、風水害等により損害が生じた場合

※申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます。

※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

1.住宅の外側の部分(住宅の外壁、屋根、開口部等をいう)の損壊を伴うもの

2.給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

盗難共済金

盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合

1.共済の目的に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合

2.日本国内の他の建物(アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く)内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合

3.共済の目的である家財を収容する住宅において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみたす場合

(1)共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと

(2)盗取にあつた預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

※通常預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

## 地震等共済金

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合

地震等特別共済金(住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合)

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合

付属建物等特別共済金\*

付属建物等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、共済の目的である住宅の付属建物または付属工作物に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合

傷害費用共済金★

火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合

※当会が定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

共済をお支払いできない主な事由(主な免責事由)※特約等も含みます。

火災共済

次のいずれかの事由により生じた損害

※14.～16.は類焼損害保障特約を除きます。

1.発効日以前に生じた損害

2.住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり

3.契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反

共済の目的である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者(類焼保障被共済者)に共済金をお支払いします。	
盜難保障特約	盜難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします(家財のみが保障の対象です)。

#### ④共済の目的【契約概要】

##### ■住宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅  
※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者を契約者としてください。  
※空家または無人の住宅等は、原則として共済の目的とはできません。  
※民泊(住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業)物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

##### ■事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます(いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等含め住宅全体を対象に加入できます)。  
ア.事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合  
イ.事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合  
ウ.次の用途を兼ねる住宅

・常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業、再生資源集荷業、作業員宿舎・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)・倉庫・車庫

##### <住宅の構造について>

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決まります。掛け金は構造区分によって異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅	マンション構造に該当しない住宅で下記1~4のいずれかに該当する住宅 ○コンクリート造○コンクリートブロック造○れんが造○石造○土蔵造○鉄骨造 2.耐火建築物等(戸建てのみ)(注1) 3.準耐火建築物等(注2) 4.省令準耐火建物	下記1.または2.のいずれかに該当する共同住宅 ○コンクリート造○コンクリートブロック造○れんが造○石造 2.耐火建築物等(注1)の共同住宅

(注1)耐火性能を有する「耐火建築物(※1)」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。

※1 建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物

(注2)準耐火性能を有する「準耐火建築物(※2)」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。  
※2 建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

##### ■家財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に収容される家財に限ります。

※貸家の場合は家財には加入できません。

※空家または無人の住宅等の家財は、原則として共済の目的とはできません。

##### ■共済の目的とならない住宅・家財(抜粋)

ア.通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など  
イ.事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など  
ウ.稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など  
エ.義歯、義肢、人工臓器など  
オ.データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物  
カ.空家や無人である住宅およびその住宅内の家財  
キ.法人名義の住宅

##### ⑤共済期間および保障の開始【契約概要】【注意喚起情報】

##### ■共済期間

共済期間は1年です。同じ内容で引き続き加入する場合の更新方法は下記のとおりです。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、共済の目的の範囲外である場合は更新できません。

●掛金を口座振替により払い込む場合  
自動更新となりお手続きは不要です。  
●掛金を現金で払い込む場合  
当会からお送りする更新案内に従い、お手続きが必要です。  
※空家または無人の住宅等のご契約については、更新の際に必ず所定のお手続きを行っていただく必要があります。なお、ご利用の予定が変わる場合や建物の維持管理ができなくなった場合、所定のお手続きをいただけない場合には、ご契約の更新をお断りします。  
※事業規約細則の改正があつた場合には、掛金の額、保障内容等を変更することができます(3.(3)「規約および細則の変更について」をご覧ください)。

##### ■保障の開始

当会が加入の申し込みを承諾した場合、下記のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の交付に代えさせていただきます。

##### ●申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始(発効)。  
※申込書の提出が初回掛金の払込日よりも遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

##### ●口座振替により初回掛金を払い込む場合

初回掛金振替日の翌月1日午前零時から保障開始(発効)。  
※初回掛金の振り替えが2回連続してできなかった場合は、申し込みされた契約が不成立となります。

##### ⑥共済金請求の時効【契約概要】

共済金の支払由が発生したときは速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは加入後にお送りする「加入者(契約者)のしおり」でご確認ください。

##### (3)掛金と払込方法

###### ①掛金【契約概要】【注意喚起情報】

各共済1口あたりの掛け金額および特約の掛け金額はホームページをご確認ください。  
※掛け金の算出上発生した端数(円未満)は切り上げて算出します。

###### ②申込方法【契約概要】【注意喚起情報】

お申し込みは、生協によって次のいずれかの方法となります。ご加入の生協で確認ください。  
ア.掛金と払込方法

ア.加入申込書※に初回掛金を添えて担当者へお渡しいただく方法  
イ.加入申込書※の受付後、生協がお知らせした振替日に、ご指定の振替口座から初回掛金を振り替える方法  
※場合により、耐火基準申請書等を含みます。  
なお、生協により、火災共済と自然災害共済にそれぞれ50口以上加入する場合のみ、払い込み方法を月払にすることができます。ご加入の生協でご確認ください。

###### ③2回目以降の掛け金の払込方法【契約概要】【注意喚起情報】

掛け金の払込期日は毎年(毎月)の発効応当日の前日の属する月の末日です。なお、掛け金を口座振替により払い込む場合は以下のとおりです。

年払の場合…払込期日の属する月の26日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。  
月払の場合…毎月26日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。

###### ④掛け金の払込猶予期間【注意喚起情報】

払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間があります。ただし、掛け金を口座振替により払い込む場合は、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛け金が払い込まれない場合、契約は失効します。

##### 2.契約締結時にご注意いただく事項

###### (1)加入申込書の記入について【注意喚起情報】

加入申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。契約申込者(契約者)自身が正確にご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

###### (2)クーリングオフ【注意喚起情報】

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、共済の目的の所在地、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。詳しくはCO-OP火災共済コールセンターまでお問い合わせください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

###### (3)保険の重複について【注意喚起情報】

下記の特約を付帯する場合、当会および当会以外の契約すでに同種の保障に加入しているときや、被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているときは、保障が重複することがあります。重複すると、共済の目的となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

###### 借家人賠償責任特約

###### 類焼損害保障特約

###### 盜難保障特約

##### 3.契約締結後にご注意いただく事項

###### (1)契約内容に関する届け出【注意喚起情報】

契約者は次の場合、直ちにCO-OP火災共済コールセンターへご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

ア.氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)

イ.火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき

ウ.住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき

エ.30日以上空家または無人にするとき

オ.共済の目的を移転または変更するとき

カ.共済の目的である住宅を滅失、解体、譲渡したとき、または共済の目的であ

る家財を収容する住宅を滅失、解体したとき  
キ.この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき  
ク.共済の目的の範囲外になったとき  
ケ.世帯の人数が変わったとき  
コ.契約者が死亡したとき  
※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、共済の目的の範囲から外れていることが判明した場合、当会は契約の継続を承諾せず契約を解除することができます。

###### (2)共済金等を確実にご請求いただくために【注意喚起情報】

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができまます(「指定代理請求制度」といいます)。  
また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。  
詳しくはCO-OP火災共済コールセンターまでお問い合わせください。

###### (3)規約および細則の変更について【契約概要】【注意喚起情報】

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛け金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛け金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、コープ共済連ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

###### (4)契約の解約・取り消し・消滅【注意喚起情報】

■契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。

■契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約を取り消することができます。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。

###### ■次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

ア.共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき  
イ.共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

ウ.契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件のいずれかをみたしていないとき[借家人賠償責任特約]  
エ.共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分  
オ.住宅1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき[類焼損害保障特約]

カ.同一の契約者が同一の共済の目的である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき[盗難保障特約]  
キ.契約者の意思によらず契約が申し込みされたとき  
ク.契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得する目的をもって契約の締結をしたとき

###### ■各共済・特約共通

ア.共済の目的が契約の発効日または更新日において、契約概要「共済の目的」の範囲外のとき

イ.契約の発効日において、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

ウ.契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件のいずれかをみたしていないとき[借家人賠償責任特約]

エ.共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分  
オ.住宅1棟およびそこに収容される共済の目的である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき[類焼損害保障特約]

カ.同一の契約者が同一の共済の目的である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき[盗難保障特約]  
キ.契約者の意思によらず契約が申し込みされたとき  
ク.契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得する目的をもって契約の締結をしたとき

###### ■自然災害共済

自然災害共済においては上記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無